

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【公表番号】特表2010-509467(P2010-509467A)

【公表日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-012

【出願番号】特願2009-536487(P2009-536487)

【国際特許分類】

C 0 9 D	5/14	(2006.01)
A 0 1 N	33/12	(2006.01)
A 0 1 P	1/00	(2006.01)
D 0 6 M	13/332	(2006.01)
D 0 6 M	13/467	(2006.01)
D 0 6 M	13/477	(2006.01)
C 0 9 D	179/02	(2006.01)
C 0 9 D	201/00	(2006.01)

【F I】

C 0 9 D	5/14	
A 0 1 N	33/12	1 0 1
A 0 1 P	1/00	
D 0 6 M	13/332	
D 0 6 M	13/467	
D 0 6 M	13/477	
C 0 9 D	179/02	
C 0 9 D	201/00	

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月27日(2010.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

殺ウイルス的有効量の、疎水性で水に不溶性のポリマーを、不活性表面上に固定化して含む組成物。

【請求項2】

ポリマーが表面中に取り込まれている、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

ポリマーが表面に付着している、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

ポリマーが陽イオン性ポリマーである、請求項2または3に記載の組成物。

【請求項5】

陽イオン性ポリマーが直鎖または分岐第四級ポリエチレンイミンである、請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

陽イオン性ポリマーが直鎖第四級ポリエチレンイミンである、請求項5に記載の組成物。

。

【請求項 7】

直鎖第四級ポリエチレンイミンがN, N - ドデシル-メチルポリエチレンイミンである、請求項 5 に記載の組成物。

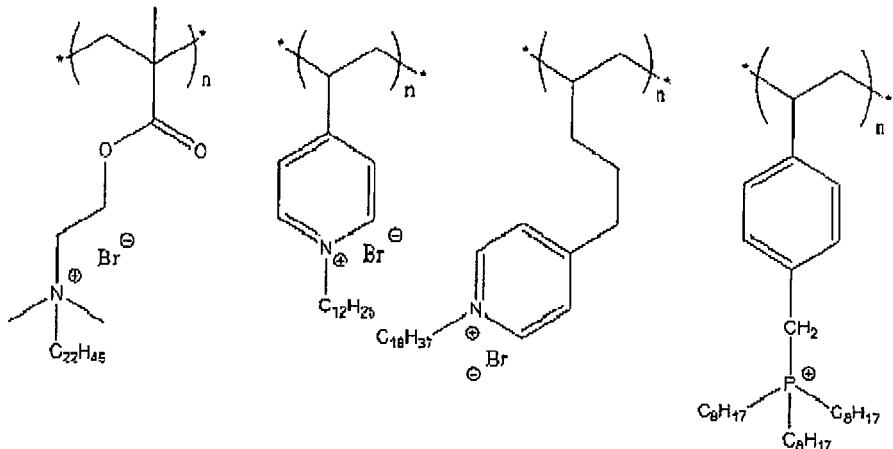
【請求項 8】

直鎖第四級ポリエチレンイミンがN, N - ドコシル-メチルポリエチレンイミンである、請求項 6 に記載の組成物。

【請求項 9】

陽イオン性ポリマーが、以下：

【化 1】



からなる群から選択される、請求項 4 に記載の組成物。

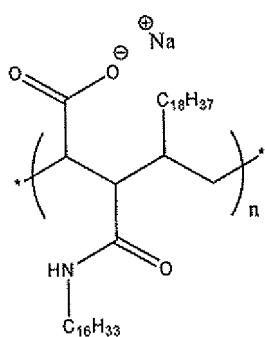
【請求項 10】

ポリマーが陰イオン性である、請求項 2 または 3 に記載の組成物。

【請求項 11】

陰イオン性ポリマーが、下記：

【化 2】



の化学式を有する、請求項 10 に記載の組成物。

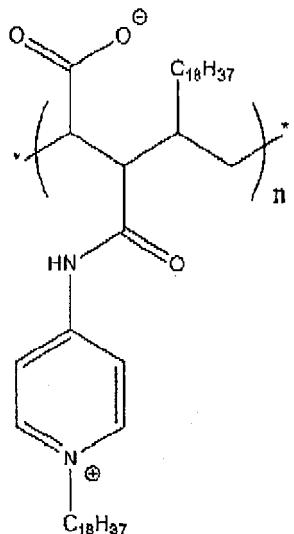
【請求項 12】

ポリマーが双性イオン性である、請求項 2 に記載の組成物。

【請求項 13】

双性イオン性ポリマーが、下記：

【化3】



の化学式を有する、請求項1～2に記載の組成物。

【請求項1～4】

ポリマーの重量平均分子量が、20kDa、好ましくは50kDa超、より好ましくは100kDa超、さらにより好ましくは200kDa超、最も好ましくは750kDa超である、請求項1～13のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項1～5】

表面が、金属、セラミック、ガラス、ポリマー、プラスチック及び纖維からなる群から選択される材料から形成されている、請求項1～14のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項1～6】

表面が、纖維である、請求項1～5に記載の組成物。

【請求項1～7】

表面が、身体又は組織中に配置されるべき装置又はインプラントの表面である、請求項1～15のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項1～8】

表面が、織物、ガーゼ、薄織物、手術用の掛け布、空気フィルター、配管又は手術用装置の表面である、請求項1～14のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項1～9】

表面が、織物の表面である、請求項1～8に記載の組成物。

【請求項1～20】

表面が、玩具、浴室の備品、調理台、机の上、ハンドル、コンピュータ、軍用品、衣服、紙製品、窓、ドア、内壁の表面である、請求項1～14のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項1～21】

請求項1～20のいずれか1項に記載の組成物を提供することを含む、ウイルスを死滅させるための方法。

【請求項1～22】

ウイルスがインフルエンザウイルスである、請求項1～21に記載の方法。

【請求項1～23】

インフルエンザウイルスが薬剤耐性である、請求項1～22に記載の方法。

【請求項1～24】

請求項1～20のいずれか1項に記載の組成物を作製する方法であって、疎水性で水に不溶性のポリマーを、不活性表面上に固定化して適用することを含む、方法。

【請求項1～25】

コーティングが、塗布、ブラッシング、浸漬、または噴霧により表面に適用される、請求項 2 4 に記載の方法。

【請求項 2 6】

表面を、ポリマーを適用する前に溶液または懸濁液で前処理してその表面特性を改変し、よって改変された表面とポリマーとの間の相互作用を強化する、請求項 2 4 または 2 5 に記載の方法。